

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省医薬局食品保健部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等
の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 14 年度厚生労働省令第 75 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成 14 年厚生労働省告示第 212 号）が本日付け公布、施行され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわたい。

記

第 1 改正の要旨

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、省令別表第 2 が改正され、添加物として次亜塩素酸水が指定されたこと。

2 告示関係

- （1）法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次亜塩素酸水の成分規格及び使用基準が設定されたこと。
- （2）法第 7 条第 1 項の規定に基づき、ステアロイル乳酸カルシウムの使用基準が改正されたこと。

第 2 施行期日

省令及び告示のいずれも公布日より施行される。